

## 福井市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福井市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、福井市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、市立図書館、みどり図書館、桜木図書館、美山図書館、清水図書館（以下「図書館」という。）の雑誌を広告媒体として活用することで、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館経費を効率的に運用し、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

### (内容)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、雑誌の購入代金を負担した民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）が、次の各号を行うことができる制度をいう。

- (1) 雑誌スポンサーが購入代金を負担した雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号のカバーへの雑誌スポンサーの名称の表示及び広告の掲出
- (2) 図書館の任意の場所への広告の掲出及び持ち込み広告の設置
- (3) 図書館内及び図書館のホームページでの雑誌スポンサーの名称の掲出
- (4) その他、図書館が適当と認める掲出方法

### (雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象は、企業、商店、団体等とし、福井県内に本店、支店、事業所、出張所等を有することとする。ただし、要綱第7条に定める広告主等に該当する者及び個人は対象としない。

### (提供雑誌の選定)

第5条 提供雑誌は、図書館が別に作成する雑誌リストの中から選定する。

### (申込方法)

第6条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者は、雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）により、市に申し込む。

- 2 前項の申込みには、会社概要等業種が分かるものを添付する。
- 3 提供雑誌に広告の掲出を希望する者は、掲出希望の広告案を添付する。

- 4 申込書の記載内容に虚偽が判明した場合には、市は当該申込者について雑誌スポンサー制度の申込みがなかったものとみなすことができる。

(雑誌スポンサー期間)

第7条 雑誌スポンサーの期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中から  
の場合は、市が雑誌スポンサーに決定した日から当該年度の3月31日までとする。

- 2 期間までに、雑誌スポンサーから提供中止の届出がない場合は、自動更新するものとする。

(雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結)

第8条 市は、第6条の申込みを受けたときは、雑誌スポンサーの適否及び広告の内容等を  
審査のうえ、当該申込みにかかる承諾または不承諾を決定する。

- 2 市は前項の決定した内容を、雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第2号）  
により通知する。
- 3 雑誌スポンサーに決定した者は、市と覚書（様式第3号）を締結する。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

第9条 提供雑誌の購入代金は、市が指定する取扱い書店（以下「取扱い書店」という。）  
の請求に基づいて、雑誌スポンサーが直接支払う。

- 2 取扱い書店への支払いは、10月払いと4月払いの年2回払いとする。
- 3 振込手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 4 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、提供雑誌の変更その他必要な事項について市  
と雑誌スポンサーで協議することとする。
- 5 提供雑誌は、取扱い書店が図書館に納入する。

(広告の掲出及び設置)

第10条 広告を掲出及び持ち込み広告を設置する場合、その適否の判断は、要綱第4条及  
び福井市図書館雑誌スポンサー制度広告掲出基準の規定に基づくものとする。

- 2 雑誌スポンサーが広告を掲出及び設置する場合には、要綱第8条を遵守しなければな  
らない。
- 3 提供雑誌の裏面に広告を掲出する場合は、広告は片面印刷、最大で提供雑誌の裏表紙サ  
イズまでとする。
- 4 提供雑誌表面の雑誌スポンサー名の表示は図書館が作成し、広告は雑誌スポンサーが  
作成する。ただし、雑誌スポンサーが提供雑誌表面の表示の作成を希望した場合は、この  
限りでない。
- 5 提供雑誌の配架位置及び広告の設置位置は、図書館が決定する。

6 提供雑誌の広告の掲出期間は、最新号の雑誌とする。

(提供雑誌、掲出広告内容の変更)

第11条 雑誌スポンサーは、提供雑誌又は掲出する広告の内容を変更しようとするときは、提供雑誌、広告内容変更届出書(様式第4号)を市に提出しなければならない。

(雑誌の提供の中止)

第12条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、雑誌提供中止届出書(様式第5号)を市に提出しなければならない。

(雑誌スポンサー及び広告掲出決定の取消)

第13条 雑誌スポンサーに決定した者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかなる場合は、市は当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を取扱い書店の指定期日までに納入しないとき。
- (2) 市と雑誌スポンサーが締結した雑誌の提供に関する覚書を遵守していないことが判明し、市が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。
- (3) 雑誌スポンサー制度申込書の誓約及び記載内容の虚偽が判明したとき。
- (4) 雑誌スポンサー決定後に要綱第7条に抵触したとき。

2 市は、前項の規定により、雑誌スポンサーの決定を消すときは、雑誌スポンサー取消通知書(様式第6号)により、雑誌スポンサーに通知する。

(提供雑誌の所有権)

第14条 提供雑誌の所有権は、市に帰属する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。